

高こ運第6032号

令和2年 5月 7日

保護者各位

高松市長 大西 秀人



緊急事態宣言延長における保育施設等の登園自粛について（依頼）

日頃より、本市の教育・保育行政に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本市においては、児童の健康と安全を守り、感染症のリスクを最小限に抑えるため、令和2年4月13日（月）から5月10日（日）まで、家庭で保育が可能な方におかれましては、保育施設等の登園の自粛をお願いしているところです。

しかしながら、5月4日（月）には、国において、緊急事態宣言の延長が決定したことから、保育施設等の登園の自粛を要請する期間を5月31日（日）まで、延長することといたします。

なお、やむを得ず保育施設等の利用が必要な方につきましては、今までどおり御利用ください。

1 登園自粛をお願いする施設

認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園

*市立幼稚園については、5月11日（月）から5月31日（日）までの期間、臨時休園とします。

2 登園自粛をお願いする期間

令和2年4月13日（月）から5月31日（日）まで

※ 期間については、変更する場合があります。

3 0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）について

本市在住の方で、認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業所に在園する0～2歳児クラスについては、登園の自粛を要請する期間中に、登園を控えた（欠席した）場合、利用者負担額（保育料）の軽減措置（日割り計算）を行います。